

令和3(2021)年度科学研究費助成事業
(研究成果公開促進費)

—研究成果公開発表(B)(ひらめき☆ときめきサイエンス～
ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI)—

審 査 の 手 引

令和2(2020)年12月

独立行政法人日本学術振興会

科学研究費助成事業（科研費）の審査について

科学研究費助成事業（科研費）では、以下の点に留意して審査を行っています。研究成果公開促進費についても同様の趣旨で審査を行います。

科学研究費助成事業（科研費）は、我が国の学術振興に寄与すべく、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、学術研究を格段に発展させることを目的とする競争的資金です。

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選ぶ研究者が、科学者としての良心に基づき、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー(Peer Review)のシステムにより発展してきました。

科研費に関わる審査は、こうしたシステムの一翼を担う重要な要素です。そして、科研費の審査委員は、学術の振興のために名誉と責任あるピアレビューアーの役割を任されています。研究者同士が「建設的相互批判の精神」に則って行う科研費の審査は、学術研究の将来を左右すると言っても過言ではありません。このため、次の点に留意することとしています。

審査は応募者の研究を尊重することが前提です。審査委員は、応募者の研究計画が自身の専門分野に近いかどうかにはかかわらず、応募者がどのような研究を行おうとしているのかを理解し、その意義を評価・審査することとしています。また、科研費の審査は研究課題の審査ですので、研究計画調書の内容に基づいて研究計画の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めて評価するとともに、審査意見ではそれらを具体的に指摘することとしています。

一方で、応募者は、自ら設定した課題の背景や経緯、国内外での位置付け、新規性、独自性、創造性や具体的な研究計画が審査委員に分かるように研究計画調書に記載することが求められています。

審査委員と応募者がこのような姿勢で審査に臨むことにより、ピアレビューによる科研費の審査が健全に機能します。

科研費の審査委員としての経験は、学術的視野をさらに広げる貴重な機会でもあります。そして、学術コミュニティ全体が「建設的相互批判の精神」に則った審査を積み重ねることで、日本の学術水準の向上につながることを期待されます。

は し が き

本手引は、科学研究費助成事業（研究成果公開促進費（研究成果公开发表（B）））のうち、ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHIの審査を担当される審査委員のために作成しています。研究者が遵守すべき行動規範について参考（20頁）にするとともに、本手引の全ての留意事項等について遺漏なく審査してください。

なお、審査に当たって、利害関係に該当する成果公開であると判断する場合は、審査を始める前に速やかに本会に連絡してください。

（重要）審査関係資料の取扱いについてのお願い

- ・ 審査資料は、他人の目につかない場所に厳重に保管するとともに、盗難や紛失の恐れがないよう、極力居室等の外に持ち出さないようにするとともに、やむを得ず携行する際は取扱いに十分注意してください。
- ・ 審査資料をコピー又はプリントアウトした場合は、審査資料同様に十分注意して取扱い、審査終了後は裁断または溶解により処分してください。
- ・ 電子審査システムのIDやパスワードは、第三者の目に触れることのないように厳重に保管してください。
- ・ パソコン等の使用に当たっては、ウイルス対策ソフトを導入し、使用する前に最新の状態であることを確認するなど、審査資料の漏洩に注意してください。
- ・ 審査資料をパソコン等にダウンロードした場合は、転送や複製を行わないようにしてください。USB等の記録媒体や外部機器への複製等も行わないでください。また、審査終了後は電子ファイルを必ず削除してください。

目 次

I	審査における基本的事項	1
II	研究成果公開促進費（研究成果公开发表（B）（ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI））の審査について	3
III	書面審査について	5
IV	合議審査について	8

<参考>

1.	研究成果公開促進費（研究成果公开发表（B）（ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI））の書面審査における評定基準等	10
2.	科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抄）	13
3.	研究者が遵守すべき行動規範について	20

I 審査における基本的事項

科研費の審査を行う際の基本的事項として、以下の点を必ず確認してください。

(1) 審査の基本：ピアレビュー

学術研究は、その評価・審査を、研究者コミュニティにおいて行う「ピアレビュー」により発展してきました。科研費の審査も、このピアレビューにより行われます。科研費の審査委員は、既に科研費の取得等を通して学術研究のあり方についての見識を持ったピアレビューアーとしてふさわしい方々が選定されています。審査に当たっては科学者としての良心に基づき、学術的価値を公正に判断することが求められます。本冊子の冒頭に掲載の「科学研究費助成事業（科研費）の審査について」も一読の上、ピアレビューの意義を十分に理解してください。

<ピアレビューにおける研究者の責務>

研究者にとって、自らが優れた研究成果を創出することと並んで、論文の査読や研究計画の審査・評価などの機会に、審査委員として他者の研究や研究計画に対して建設的な批評を加えたり、公正な評価・審査を行ったりすることを通じて学術の発展に貢献することもまた非常に重要な活動です。科研費によって研究を行った研究者は、求められれば科研費の審査に携わる、というのがピアレビューによる科研費審査制度を成り立たせる基本条件です。

ピアレビューにおいて審査委員を務める研究者は、自ら研究を行う立場と他の研究者の研究計画を評価・審査する立場の両方に関わるため、それらの立場により多かれ少なかれ緊張関係の状態に置かれることになります。そのことを十分に自覚し、公正な審査を行うことが求められます。

(2) 審査に当たっての姿勢、計画調書に基づく審査

科研費の審査は、各審査委員の見識と責任で行うものです。応募者の計画調書の内容を尊重し、自身の視点から計画調書に沿ってその内容を理解し、各応募成果公開の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めた上で、その成果公開の意義を評価してください。その際、計画調書の内容を確認するために他の情報を参照することは差し支えありませんが、計画調書に記載のない情報のみに基づいて評価しないでください。

また、科研費は国費を原資とした公的研究費であり、その審査に当たっては特段の公正性が求められることにも留意し、公正な審査に努めてください。

(3) 守秘義務と研究者倫理の遵守

科研費の審査に当たり、全ての審査委員に守秘義務が課されています。自身が審査委員であることはもちろん、計画調書の内容等、審査に当たって知り得た情報はいかなる形においても、他人に漏らしてはなりません。審査の参考とするための専門的知識を第三者に照会する場合には、それが科研費の審査に関係していることは伏せなければなりません。

また、書面審査で他の研究者と相談したり、または審査委員間で連絡を取り合ったりしてはいけません。

審査の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデアや未発表の研究結果を審査委員自身の

利益のために利用することはもちろん、第三者に漏らすことも、研究者倫理及び社会的倫理に反するものです。合議の内容を他に漏らすようなこともあってはなりません。

また、審査委員の氏名等については、全ての審査委員の任期が終了した後に日本学術振興会において公開するまでは非公開としていますので、その間は自身を含め審査委員の氏名は他に漏らさないよう注意してください。審査委員氏名の公表時期は当該年度の審査を行った全ての審査委員の任期（最長3年）が終了した後とする予定です。

(4) 審査に関する利害関係の排除

科研費の審査における公正性を確保するため、個々の成果公開の審査について、利害関係のある審査委員は評価に関わらないでください。

審査委員が成果公開の採否の結果により、①自ら利益を得ること、又は②第三者から、学術的評価以外の考慮を含めた審査ではないかという疑念を持たれること、がないようにしなければなりません。

このため、審査委員が、成果公開の実施代表者等（実施代表者及び実施代表者の所属する機関の長をいう。以下同じ。）との関係において、上記①又は②に該当すると自ら判断する場合は、当該成果公開の審査を行わないでください。また、合議審査において、採択候補成果公開に利害関係のある場合、利害関係のある採択候補成果公開について申告してください。

規程上は次のとおり定めていますので、こちらも参照して下さい。

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

二 研究成果公開促進費の場合

- (1) 評価者等自身が、成果公開の代表者又は実施代表者等である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) (略)
- (3) 評価者等が、成果公開の実施代表者等との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 緊密な共同研究を行う関係
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究會メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - ③ 同一研究単位での所属関係（同一研究室の研究者等）
 - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - ⑤ 成果公開の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」第8条の二)

なお、単に同じ学会・研究会に所属している場合には、利害関係には当たりませんので、「利害関係」をあまりに広くとらえすぎることはないように注意してください。

上記の規程に挙げられているケース以外は、ご自身で利害関係を有するかどうか判断してください。

Ⅱ 研究成果公開促進費（研究成果公开发表（B）（ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI））の審査について

（1）研究成果公開促進費の概要

研究成果公開促進費は、研究成果の公开发表、重要な学術研究の成果の発信及びデータベースの作成・公開について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものであり、優れた研究成果の公的流通の促進を図るものです。

このうち、研究成果公开发表（B）（ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI）は、以下に掲げる点を目的として、学術が持つ意義や学術と日常生活との関わりに対する理解を深める機会を社会に提供するものです。

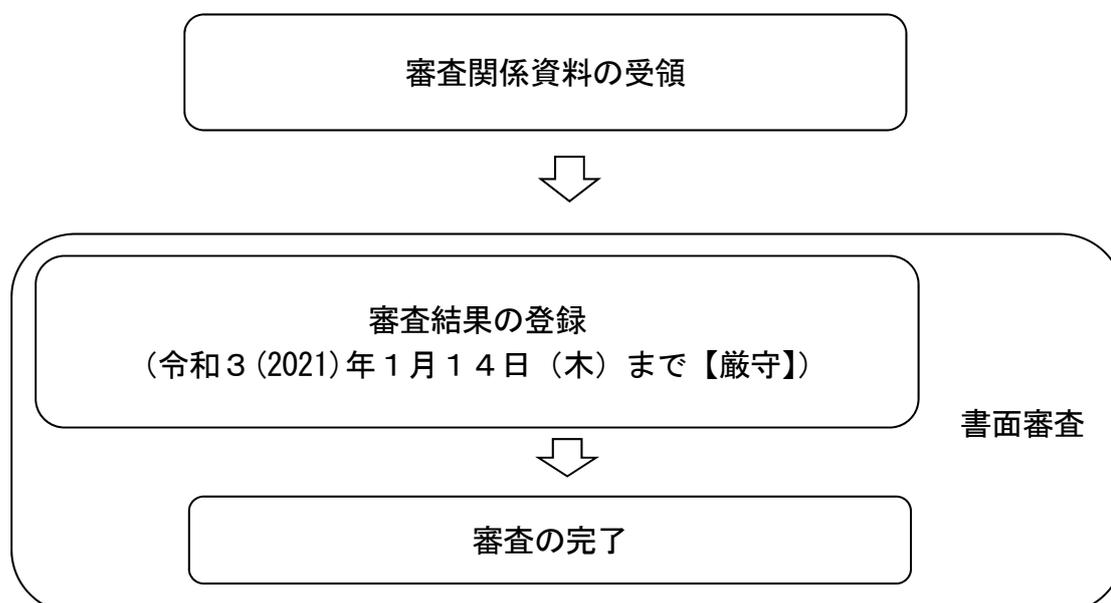
- ・我が国の将来を担う児童・生徒を対象として、若者の科学的好奇心を刺激してひらめき、ときめく心の豊かさと知的創造性を育むこと
- ・科研費による研究について、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを分かりやすく発信すること
- ・上記を踏まえ、学術の文化的価値及び社会的重要性を社会・国民に示し、学術の振興を図ること

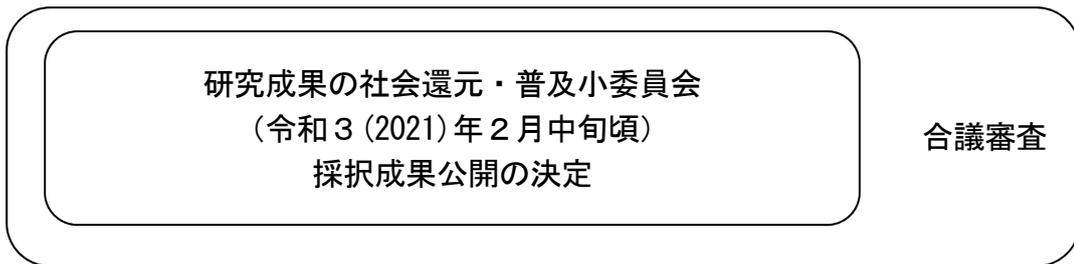
（2）審査方法

科学研究費助成事業（研究成果公開促進費）のうち、「研究成果公开发表（B）（ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI）」の審査は、書面により個別に行う書面審査と、研究成果の社会還元・普及小委員会での合議による合議審査によって行われます。

<審査の流れ>

審査は、「書面審査」と「合議審査」を次の日程のとおり実施します。





① 書面審査

審査委員は、計画調書を用いて、個々の成果公開について<参考1>に明示する「研究成果公開促進費（研究成果公开发表（B）（ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI））の書面審査における評定基準等（以下「評定基準等」という。）」（10頁）に従って、個別に評価を行います。なお、各応募成果公開の審査は3人の審査委員が行います。

② 合議審査

幹事、副幹事及び専門委員のうちから幹事が選定した5名は、審査資料、統計処理した資料及び個々の計画調書をもとに、合議により、採択成果公開、配分額及び開示用審査所見を決定します。ここでは、書面審査を担当した審査委員による総合評点及び開示用審査所見が審査資料として提示されます。

Ⅲ 書面審査について

書面審査の実施に当たっては、以下の点に留意した上で、「評定基準等」に従って、適切かつ公正に行ってください。

(1) 成果公開の評価

成果公開の評価は、「評定基準等」の「i 評定基準」により行います。

① 評点の付し方

書面審査の役割は、個々の成果公開について、評点を付すことにより、合議審査における総合的な判断に必要な情報を提供することにあります。

書面審査の評点は、成果公開の採否に大きな影響を与えることを理解し、慎重に付すようにしてください。

特に、合議審査における適正な判断を促進させるため、書面審査においては、「総合評点」の評点分布は「評定基準等」に示した目安に近づくようにし、評点が偏らないようにしてください。「1」及び「5」は、それぞれ5～15%、「2」及び「4」は、それぞれ15～25%、「3」は35～45%です。総合評点の分布が上記の範囲に収まらないときには、電子審査システム上の審査を終了できないよう設定してあります。（応募件数が10件以上の場合）

② 開示用審査所見の選択について

評定要素ごとに、更なる工夫が必要である又は望まれると判断した項目については、別に示す定型所見一覧の中から選択してください。

総合評点において、「3」、「2」又は「1」を付した場合には、採択されない成果公開に対して審査結果を開示する際の所見を必ず選択してください。

なお、「5」又は「4」を選んだ場合であっても所見を選択することは可能です。

(2) 「ii 遵守事項」について

プログラムの実施において人権保護や法令等の遵守が必要とされる場合は、関連する指針・法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、実施することとなります。また、生物を使用するプログラムの実施において公募要領に示す項目を遵守して実施する必要があります。なお、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

プログラムを実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど実施代表者等に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、実施代表者等に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

(3) 電子審査システムの利用について

書面審査の評定（審査結果）については全てシステムにより、入力します。

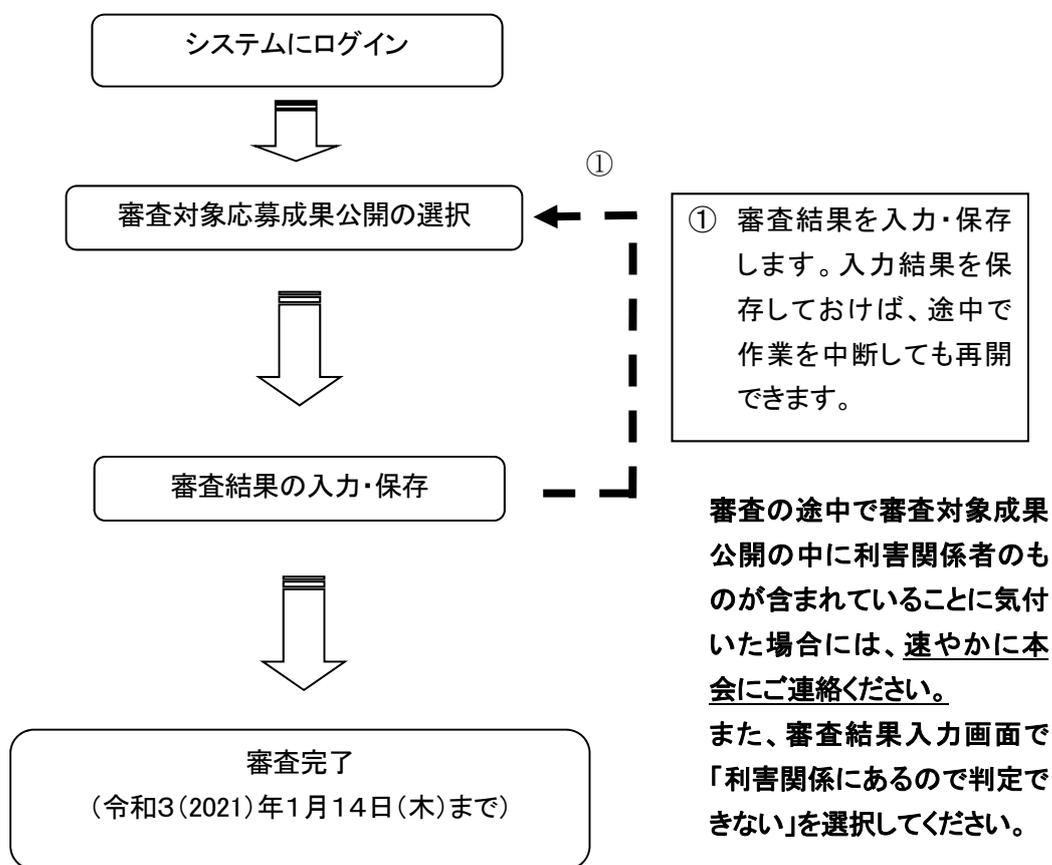
システムの利用に当たっては、同封の「ID・パスワード通知書」に示されたID・パスワードが必要となります。

○システムの操作と審査結果の入力について

i) システムの操作方法についての詳細は、「科研費電子申請システム（電子審査システム）審査委員向け操作手引（ひらめき☆ときめきサイエンス）」を参照ください。

ii) 操作手順

主な操作手順は、以下の図のとおりです。



(4) 評定（審査結果）登録期限

〔審査結果の登録〕

令和3(2021)年1月14日(木)まで【厳守】

【連絡先】

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除く。

◆審査全般について

〒102-0083 東京都千代田区麴町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究事業課 成果発信係

T E L 03-3263-1699

E-mail seika@jsps.go.jp

◆システムの操作方法について

コールセンター T E L 0120-556-739（フリーダイヤル）

※受付時間 9：30～17：30

※上記番号がつかないときは

独立行政法人日本学術振興会 経営企画部 情報企画課 情報管理係

T E L 03-3263-1017, 1022, 1107, 1024

(5) 審査関係資料の取扱いについて

〔計画調書〕

計画調書の取扱いにつきましては、別途お知らせいたします。

〔ID・パスワード通知書〕

計画調書の返送後に、裁断等により必ず処分してください。

IV 合議審査について

合議審査では、本冊子の〈参考2〉「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抄）」に基づき、書面審査の結果に基づいた総合的な判断を行い、必要な調整を図った上で、本種目の目的に沿った採択、配分等を行います。

合議審査を行う小委員会の開催については、別途ご連絡いたします。

参 考

1. 研究成果公開促進費（研究成果公开发表（B）（ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI））の書面審査における評定基準等

「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」（抜粋）
（平成29年8月28日独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会決定）
令和2年10月30日改正

科学研究費助成事業（科研費）のうち、研究成果公開促進費は、研究成果の公开发表、重要な学術研究の成果の発信及びデータベースの作成・公開について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものです。配分審査に当たって、各審査委員は、応募成果公開について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

研究成果公開促進費（研究成果公开发表（B）（ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI））は、以下に掲げる点を目的として、学術が持つ意義や学術と日常生活との関わりに対する理解を深める機会を社会に提供するものです。

- ・我が国の将来を担う児童・生徒を対象として、若者の科学的好奇心を刺激してひらめき、ときめく心の豊かさと知的創造性を育むこと
- ・科研費による研究について、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを分かりやすく発信すること
- ・上記を踏まえ、学術の文化的価値及び社会的重要性を社会・国民に示し、学術の振興を図ること

書面審査においては、各応募成果公開について、以下の評定要素に着目しつつ、最終的に、5段階による総合評点を付すこととします。

合議審査では、書面審査における総合評点等を基に、個別の評定要素や応募状況等を適切に勘案して、成果公開の採否及び経費の配分額を決定します。

審査に当たり、高い総合評点を付す応募成果公開は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た成果公開である必要はありません。

研究成果の公開の多様性に配慮しつつ、本種目の性格に合った重要な成果公開を幅広く見いだすよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が参加している応募成果公開（第8条の二参照）の審査は行わないでください。

i 評定基準

〔評定要素〕

(1) プログラムの内容、実施方法の工夫

- ・ 科研費による研究について、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを分かりやすく発信しようとしているか。
- ・ 科研費による研究者個人の独創的・先駆的な学術研究の一端を体験できる企画となっているか。
- ・ 受講生の科学的な好奇心を刺激する内容となっているか。
- ・ 受講生の心の豊かさと知的創造性を育むことができる内容になっているか。
- ・ 実施担当研究者自身の歩みや人柄に触れることができる内容となっているか。
- ・ 座学（講義等）に偏りすぎることなく、実験、フィールドワーク、発表、討論等、受講生が自ら実際に体験し考察できる内容となっているか。
- ・ 受講生の自発的で積極的な活動を促す工夫がなされているか。
- ・ 異なる学校種別の受講生を同時に対象として実施する場合は、その際の実施方法の工夫がなされているか。
- ・ 進路説明会、オープンキャンパスなど実施機関が別に企画する事業と同日に実施する場合、本事業の趣旨・目的に合致した独立したプログラムになっているか。
- ・ 計画を遂行するため、実施方法等は具体的かつ適切であるか。また、経費は計画と整合性がとれたものとなっているか。

(2) 広報活動

- ・ 効果的な広報活動が計画されているか。

(3) 安全性の確保

- ・ 受講生等への安全配慮が適切になされているか。

〔総合評点〕

各成果公開の採択について、上記の各評定要素に着目しつつ、下表の基準に基づいて、5段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、担当する応募成果公開全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。（担当成果公開数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「－」を付すのは、「利害関係」にあたる応募成果公開のみとします。その場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
5	非常に優れた提案であり、最優先で採択すべき	10%
4	優れた提案であり、積極的に採択すべき	20%
3	優れた内容を含んでおり、採択してもよい	40%
2	採択するには内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い	20%
1	採択するには内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である	10%
－	利害関係があるので判定できない	－

ii 遵守事項

(1) 人権の保護及び法令等の遵守への対応について

プログラムの実施において人権保護や法令等の遵守が必要とされる場合は、関連する指針・法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

(2) 生物を使用するプログラムについて

生物を使用するプログラムの実施において公募要領に示す以下の項目を遵守して実施する必要があります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

- I 飼育（栽培）・増殖された個体を用いることが可能であればそのようにし、野生個体を用いる必要がある場合は環境影響を最小限にするように工夫すること。
- II 本プログラムは動物実験の必要性を訴える機会ではない。やむをえずマウスなどの実験動物を用いる場合は、代替法が存在しないことを確認のうえ、次のことを遵守すること。
 - i 各機関の動物実験関係規定に従って動物実験計画書を提出し、許可を得ること。
 - ii プログラムの中で受講生に各機関の動物実験関係規定に従った講習を受けさせること。
 - iii 動物の苦痛低減や使用個体数の最少化などを心がけ、動物愛護に十分配慮して実施すること。

なお、プログラムを実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど実施代表者等に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、実施代表者等に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

2. 科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抄）

平成29年8月28日
独立行政法人日本学術振興会
科学研究費委員会決定
改正 令和2年10月30日

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、科学研究費委員会（以下「委員会」という。）（別添1）において行う科学研究費助成事業に係る審査及び評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究課題 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究、若手研究（A・B）、平成30年度助成に係る公募以降の若手研究（以下「若手研究」という。）、研究活動スタート支援、奨励研究）、特別研究員奨励費及び国際共同研究加速基金の対象となる個々の研究をいう。
- 二 成果公開 研究成果公開促進費（研究成果公开发表、国際情報発信強化、学術図書、データベース）の対象となる個々の事業をいう。
- 三 審査委員又は評価者 委員会並びに独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。
- 四 被評価者 下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。
（下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。）
 - (1) (略)
 - (2) (略)
 - (3) 研究成果公開促進費（研究成果公开发表(B)のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス」の成果公開の実施代表者及び実施代表者の所属する研究機関の長（以下「実施代表者等」という。）
 - (4) (略)
 - (5) (略)
- 五 審査意見書作成者 (略)
- 六 評価協力者 (略)

（評価の種類）

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査（事前評価）
 - (1)「総合審査」 審査委員全員が全ての研究課題について、書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査を行う。(略)
 - (2)「2段階書面審査」 (略)
- 二 (略)

三 (略)

四 (略)

(評価の時期)

第4条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査 応募書類の受理後、速やかに行う。
- 二 研究進捗評価 (略)
- 三 中間評価 (略)
- 四 事後評価 (略)

(評価の方法)

第5条 評価は、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 (略)
- 四 (略)

(守秘の徹底)

第6条 評価の過程は、非公開とする。

2 審査委員(評価者)、審査意見書作成者及び評価協力者(以下「評価者等」という。)は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。

- 一 計画調書、研究進捗状況報告書、中間評価報告書、事後評価報告書及び自己評価書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものを除く。)
- 二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題若しくは成果公開となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)
- 三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)
- 四 評価者等が行う評点及びその集計結果
- 五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)
- 六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)
- 七 その他非公開とされている情報

3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。

4 評価者等は、当該評価について不公正な働きかけがあった場合は、速やかに日本学術振興会研究事業部に報告しなければならない。

(研究者倫理の遵守)

第7条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 科学研究費、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金の場合
(略)
- 二 研究成果公開促進費の場合
 - (1) 評価者等自身が、成果公開の代表者又は実施代表者等である場合は、評価に加わらないこととする。

(2) (略)

(3) 評価者等が、成果公開の実施代表者等との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

- ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
- ② 緊密な共同研究を行う関係
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究會メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
- ③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)
- ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
- ⑤ 成果公開の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(評価結果の開示等)

第9条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 審査委員(評価者)及び評価協力者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

第2章 審査(事前評価)

(審査の方針)

第10条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

一 全研究種目共通の方針

(1) 平成28年12月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成14年6月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(最終改定 平成29年4月)に則り、厳正な審査を行う。

(2) 研究課題及び成果公開は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。

研究課題の選定に当たっては、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮するとともに、当該研究者の研究遂行能力をも厳正に評価し、研究成果が期待できるものを選定するようにする。その際、別添16「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月(平成29年6月改正)競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。

なお、単に研究課題が他の研究費制度の助成対象となり得ること、あるいは、他の研究費制度による事業を実施中であることのみをもって、不利益な取扱いを行わないこととする。

また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。

(3) (略)

(4) 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。

(5) (略)

(6) 研究課題及び成果公開の他の研究種目(応募区分)又は審査区分への移し換えはしない。

(7) (略)

(8) (略)

二 研究種目（応募区分）別の方針

(1) 科学研究費（特別推進研究） (略)

(2) 科学研究費（基盤研究、若手研究（A・B）、若手研究、研究活動スタート支援、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究） (略)

(3) 科学研究費（奨励研究） (略)

(4) 研究成果公開促進費

① 共通事項

ア 各審査区分への配分方法（「国際情報発信強化」「ひらめき☆ときめきサイエンス」を除く。） (略)

イ 多面的な評価指標に基づく審査

審査は、各種目ごとに設定された多面的な評価指標に基づき行うこととする。

なお、多面的な評価指標のうち、格段に優れた指標があるものについては、慎重に審査を行うこととする。

ウ 翌年度以降の内約額の扱い (略)

② 「研究成果公开发表」、「国際情報発信強化」及び「データベース」に係る事項 (略)

③ 個別事項

ア 研究成果公开发表（B）（研究成果公开发表（B）のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス」を除く）（C） (略)

イ 研究成果公开发表（B）（ひらめき☆ときめきサイエンス）

a 以下に掲げる点を目的として、学術が持つ意義や学術と日常生活との関わりに対する理解を深める機会を社会に提供するものを選定する。

(a) 我が国の将来を担う児童・生徒を対象として、若者の科学的な好奇心を刺激してひらめき、ときめく心の豊かさや知的創造性を育むこと

(b) 科学研究費助成事業による研究について、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを分かりやすく発信すること

(c) 上記を踏まえ、学術の文化的価値及び社会的重要性を社会・国民に示し、学術の振興を図ること

b 次の項目を全て満たすプログラムを選定する。

(a) 科学研究費助成事業による研究に関わる基礎的な内容をより分かりやすく伝え、科学に興味深さや面白さを抱けるようなプログラム

(b) 小学5・6年生、中学生及び高校生のいずれかが対象であるプログラム（対象が重複しても構わない。）。

(c) 実施代表者等の所属する研究機関が主催するプログラム（学協会や自治体等、実施代表者等の所属する研究機関とは別の組織が主催する行事の一部として実施するプログラムは対象としない。）。

c 事業期間は、1年とする。

d 配分額は原則として1万円単位とする。なお、応募成果公開の応募額を最大限尊重して配分額を決定するものとする。

e 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする成果公開又はアンケート調査

等を行う成果公開については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。

f ヒト遺伝子解析研究等(ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究)に係る成果公開については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。

- ウ 国際情報発信強化 (略)
- エ 学術図書 (略)
- オ データベース (略)

- (5) 特別研究員奨励費 (略)
- (6) 国際共同研究加速基金 (略)

(審査の実施体制)

第11条 委員会において行う審査は、独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会運営規則に定める部会、小委員会、運営小委員会において行うものとする。

(審査の方法)

第12条 審査の方法は、次のとおりとする。

- 一 特別推進研究 (略)
- 二 基盤研究(S) (略)
- 三 基盤研究(A) (応募区分「一般」) (略)
- 四 基盤研究(B)(C) (応募区分「一般」)、若手研究(B)、若手研究 (略)
- 五 研究活動スタート支援 (略)
- 六 挑戦的研究 (略)
- 七 基盤研究(B)(C) (応募区分「特設分野研究」) (略)
- 八 奨励研究 (略)

九 研究成果公開促進費

- (1) 研究成果公開発表(B) (研究成果公開発表(B)のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス」を除く)(C) (略)

- (2) 研究成果公開発表(B)「ひらめき☆ときめきサイエンス」

[成果公開の採択決定までの進め方]

ア 研究成果の社会還元・普及小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、合議により採択成果公開を決定する。

イ 研究成果の社会還元・普及小委員会に属する審査委員は、別添11の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。

[研究成果の社会還元・普及小委員会による採択成果公開の決定までの進め方]

研究成果の社会還元・普及小委員会は、配分総額が配分可能額の範囲となるように、合議により採択成果公開を選定する。

- (3) 国際情報発信強化 (略)
- (4) 国際情報発信強化〔応募区分「国際情報発信強化(B)」〕 (略)
- (5) 学術図書 (略)
- (6) データベース (略)

- 十 特別研究員奨励費 (略)
- 十一 国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 (A)) (略)
- 十二 国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 (B)) (略)
- 十三 国際共同研究加速基金 (帰国発展研究) (略)
- 十四 継続研究課題 (特別推進研究を除く) (略)

(審査結果の開示)

第13条 各審査委員の研究課題又は成果公開に対する審査結果が特定されないよう配慮した上で、以下のとおり、審査結果の開示を行う。

- 一 特別推進研究 (略)
- 二 基盤研究 (S) (略)
- 三 基盤研究 (A) (応募区分「一般」) (略)
- 四 基盤研究 (B) (C) (応募区分「一般」)、若手研究、研究活動スタート支援 (略)
- 五 挑戦的研究、基盤研究 (B) (C) (応募区分「特設分野研究」) (略)
- 六 奨励研究 (略)
- 七 国際情報発信強化 (略)
- 八 研究成果公開発表 (研究成果公開発表 (B) のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス」を除く)、学術図書、データベース (略)

九 研究成果公開発表 (B) 「ひらめき☆ときめきサイエンス」

採択されなかった実施代表者に対して、審査結果の所見を開示する。また、採択された実施代表者に対して、審査結果の所見がある場合は開示する。

- 十 国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 (A) (B)) (略)
- 十一 国際共同研究加速基金 (帰国発展研究) (略)

第3章 研究進捗評価 (略)

第4章 中間評価 (略)

第5章 事後評価 (略)

附則 (平成29年8月28日)

この規程は、平成29年8月28日から施行する。

附則 (平成29年10月30日)

この規程は、平成29年10月30日から施行する。

附則 (平成30年7月19日)

この規程は、平成30年7月19日から施行する。

附則 (平成30年10月3日)

この規程は、平成30年10月3日から施行する。

附則 (令和元年7月2日)

この規程は、令和元年7月2日から施行する。

附則 (令和元年9月12日)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第10条二(2)及び第12条四(2)の規定は、令和元年9月12日から施行する。

附則（令和元年11月12日）

この規程は、令和元年11月12日から施行する。

附則（令和2年5月12日）

この規程は、令和2年5月12日から施行する。

附則（令和2年8月18日）

この規程は、令和2年8月18日から施行する。

附則（令和2年10月13日）

この規程は、令和2年10月13日から施行する。

附則（令和2年10月30日）

この規程は、令和2年10月30日から施行する。

3. 研究者が遵守すべき行動規範について

科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議の声明「科学者の行動規範—改訂版—」（うち、I. 科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」（特に、Section I 責任ある研究活動とは）の内容を理解し確認してください。

【日本学術会議 声明「科学者の行動規範—改訂版—」（平成25年（2013年）1月25日）より抜粋】

I. 科学者の責務

(科学者の基本的責任)

- 1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(科学者の姿勢)

- 2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の科学者)

- 3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究)

- 4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

- 5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

- 6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

※URL:<http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/>

【日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—】

(日本語版(テキスト版))(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)

※URL:<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>